

平成23年10月31日

日本小売業協会 殿

警視庁生活安全部長



刃物販売等に係る協力要請について

謹啓

時下 益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素から警察業務各般にわたり、御理解と御協力を賜り、哀心より御礼を申し上げます。

さて本年9月25日、八王子市内のスーパーの駐車場で交通整理をされていた警備員の方が、男に包丁で刺され亡くなられる殺人事件が発生いたしました。犯行に使用された包丁は、同スーパーで犯行直前に購入されたものであり、状況によっては、多くの死傷者が出る事態に陥ることも予想された事件でありました。

この種事案を未然に防止するためには、皆様の御理解と御協力が不可欠です。

皆様におかれましては、これまでも万引き対策を始め、防犯ビデオカメラ設置の促進など各種防犯対策に御尽力いただいておりますが、なお一層の御理解と御協力をいただき、貴会加盟の皆様方に対し、下記事項について格別の御配慮をいただくようお願い申し上げます。

謹白

記

1 刃物売り場の配置について

刃物などの陳列場所を、出来るだけ店員の方の目が行き届く場所に配置していただけるようお願いいたします。

2 店舗内における防犯対策及び警備員との連携について

刃物などの売り場に、監視中であることの掲示、警備員の方が配置されている店舗にあっては、店員の方と密接に連携し、積極的な巡回など、店舗内における防犯対策について検討をしていただくようお願いいたします。

3 警察への通報等について

刃物などを販売する際に不安を感じたときは、躊躇せず最寄りの警察署等に相談してくださるようお願いいたします。

特に緊急の場合は、110番通報をお願いいたします。